

六月廿六日(第九日)

一 南議事散會時刻 (午後十時五分)

二 出席議員日次の通りである

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
一	伊村春正	八	松花正次	六	春山伸太郎
二	岸本綱美	九	米須清祐	七	岩波登徳
三	伊佐真一	一〇	伊本正重	八	福嶺登三
四	佐藤眞徳	一一	花城清善	九	岩里政行
五	中山勝豊	一二	中里幸助	一〇	柳原正賢
六	安里良朝	一三	松本利宣		
七	峠向健二郎	一四	天久盛雄		

三 欠席議員日一名 西番 山本朝徳

四 市町村自治法第六十條の規定により會議事件説明のため出席した者は次の通りである

村長 伊村春勝 財政課長 当山全喜
 助役 岩屋眞徳 經濟課長 澤崎孝一
 収入役 伊村春松

五 會議事件日次の通りである

議長村談報告(第四号) スクラップ処理調査報告

六 議事日程日次の通りである(書記として朗読せしめらる)

日程第一 議長村談報告(第四号)

七 議會の題名

副議長	出席人名下ありませう。よって自治法第51条の規定により 議會は成立致しませう。唯今より議會を開會致しませう。
副議長	昨日経緯審議に付れました。スクラップ処理調査案件を引続 き審議致します。
一七番	参考資料を心配見当した。どうですか。これに対して、質疑 かあるが、質疑もせずにとした。い。
八番	審議を進めよう。昨日も感じた。だが、審議の結果を見 て、場合議會の権威を失ったと思つた。
	第一に議事運営、発言の仕方が、同じ称及ことを繰返さ ざらぬ。これは議事運営を誤らせることにならぬ。
	参考人と呼んで、議員も呼ばせられておる。又参考人は 参考人として答へるべきである。議會の有り方が疑われる。下 議事運営も困難におとし入れる。称及に進めず、その 二つを以てして、議長交代は初めてであり、御了承願います。
副議長	休憩を置きます(午後十時四十分)
	再開を置きます(午後十時四十分)
二番	質疑の疑いを含めて、ヤミベタと思つた。松本、天久、岸本 もやり、主として上げられておる。これについては、その議事に 参入する。昨日も、自治法第51条に反する議決は無 効であると思つた。違法な議決であるが、知られらる。下 議決した。又追加発言に於いておるが、意見にしてもらひ たい。

宜野湾村役所

一七	番	誰が始めに個人攻撃したか。言われた人は、はいではどうでも すまじい七ヶ事でもわか。
二	番	貴方が参考人と呼んだ意味と申されたら、
一七	番	個人的な長や水は、食違ひあるとの事と呼んだ。
二	番	水以外の言葉は、
一	番	議員は村決の代表として出て、以上御指摘の通り議員間に しや又参考人にとり必要外の発言もあつた下、我々自身と して感じているのは、指摘して貰つたに、更に指摘し合つて無駄の 時間がかかるやうに進めたいと思つて居ます。
二	番	自治法第...の解釋をして行きたい。
副議長	林頭も言す(午後一時四分)	
一七	番	再南も言す(午後一時四分)
八	番	法律の解釋は無効であると思つて、昨日までの審議の案件は、 向題に精神の向題であると思つて、昨日までの審議の案件は、 その向題として進めて行きた。
一	番	議事そのものによつて進もう解釋であらう下。
二	番	私、今日始めておと下口は、私達としては解釋の向題を 事務局行政課の返答もあつた下、無効であつたら、有効を認 めるとは、ありまは、
副議長	林頭も言す(午後一時四分)	
二	番	再南も言す(午後一時四分)
一七	番	参考人と呼んだことは無効であるが、証言について、参考資料と

副議長	して採用するが、
議長	一次審議員の出席を報告致します。
二番	証拠資料としてか、参考資料としてか、二応三は自治法行政法上支障があるかどかが。
三番	証人として呼んで頂く、参考人として呼んで頂く、参考資料として頂くであらう。
四番	動議を提出致します。
五番	昨日の審議過程において、すつまりしたとありますが結論として原則であるが結論が出来るのは、本員會自体で自恵を正せばいいか、新聞、社会において、耳目を正したく下再行説として、審査して頂く、Eの動議を提出す。
六番	賛成と唱うつもりです。
副議長	唯今の八番議員の動議は賛成なため不成立になりました。休憩をします。(午後零時一三分)
七番	再開をします。(午後零時一七分)
八番	本日冒頭から昨日の矛盾を感じ、本員會内部において報告書の結論が示めされて、このことか言えとと思つた。もう一度再行説してもいい、二つ真に思つて思つた。おろしと思う、二つ案件において、反対の意見も吹聴して、おろし意味もあつた。本員會の最終的は厳正について結論としておろした。
副議長	休憩をします。(午後零時一五分)

宜野湾村役所

副議長

再問と答(不在登時を七分)

八番

何故さうするに水はなるかと思つたので、三番議員の意見を
見れば左に述べられた通り、手摺の説明がある

三水は三番議員の申し、関係者の方々に迷惑を興之
ては行かないので、私に賛成である

本會議の冒頭より、先議會の付託案件であつたので、議
長の日程に加えてあることは、支障はなかつたと思つた。

委員會棟多を觀察した。つに、少少動があると思つたが、
これは、これは認められると思つた。当局側には不正があるのでは、向
題になつたかと思つた。

決算に本納金がなかつた。二部落がまだ取り戻がある
部落の向題が村にもちこまれた様なりである。

委員會自身に在る。すつたりしなうかある。これは、
は認められると思つた。

普段は少くはなかつたが、新聞記者セウ他、何にもうか
業不して、これが証拠まをりれると思つた。

もまらうには、三番議員さん先をとり、この話で、向連
こそ、おろからう、比白を呼びます。本會議でも、事がある

たが、不可解な点がある。議會運営を見た場合、本
員會の委員であり、委員會の決定に賛成しな
うかある。本會議で向連であると思つた。

本員會、関係者に何かがありと思つた。再付託の初議

宜野湾村役所

	も提議致します。
副議長	休憩を定す(午後一時四分)
〃	再開を定す(午後一時二分)
二番	八番議員の再討議に賛成である。
	今までの様であれば、公平に審議が出来る。必ず訴訟
	で争った方が良い。我々が甲乙の會社で、格差は見
	せぬ。七七もある。訴訟段階におまはる。これを準々
	である。南課人と評が有り。今あるでなければなら
	ない。と思ふ。ので再討議する事を可とする。
一〇番	再討議に反対であります。一日も早くこの表持があると思
	う。これにすぎは福祉のためとある。これは善悪と
	公平の判断があるべきである。
	記憶を辿る。この事であれば、これはこれに基いて、世
	論でまきと思ふ。
八番	司法の手に移した方が良。司法持には賛成である。なる
	べ。やはり、時間かけて解決したい。
副議長	八番議員の動議は賛成とあります。
〃	では表決致します。
〃	再討議に賛成の方挙手願います。
〃	挙手した方も七名少数であります。では表決は取り
〃	消した。
〃	休憩を定す(午後一時二分)

副議長	再開を宣す(午後一時七分)
〃	唯今一時五分で取り消すを午米はこれ下終りたこと
〃	思ひます、午在日三時半より再開致しませう
〃	休憩を宣す(午後一時五分)
〃	再開を宣す(午後二時四分)
〃	午米に討論を質疑を願います
〃	芝里 天久議員着席
一〇番	柳原議員の考案にして、委員会の方よりなして、必確助に進めて行きたい、真相を究明する様、終つてからあり、あえてこれに同様の結論を出したくはない
一七番	皆以て行き行け、結論はあつと思ふ
副議長	討論を成す致しおります
〃	討論を願います
〃	地に異議はござらぬと認めてきいて下さいか
〃	異議はござらぬと認めて下さる、御要議の名称でござります、下、逐條的審査すること致しませう
〃	三番議員着席
一〇番	百次を順にやうに申した
副議長	御本契約成すまでの事情(別紙を呈すと宜し)
一〇番	政治的立場を言々訂正の事か
〇〇番	討論を成す(午後二時四分)

宜野湾村役所

一	番	シ水口協會長が言った言葉ではお聞きすの。言葉のあや とりなりすすの。
二	番	政治的考慮と云々 政治的の配慮の事であるとか事で訂正願いたい。 取收係に從事する業者は村内にソらんかどうか。
三	番	免許業者は口はかたかたかどうかである。そう言う希望も あつて、政治的に処置したいと云ふことであつた。
四	番	シ水口協會長の発言である。輸送業者も決定する場合 免許業者は口はかたかたかどうか。村長の政治的立場と して支障はらう。
五	番	金城玲助の言葉中に海運課長と云ふ。色々仕事を する場合機危が伴うので、その補償等もあつた。村長 に聞かれた場合に本人を承諾しておるうでと云ふ事で
六	番	政治的の立場に云々。外部から見たら さうかも知らんが。村長から云うとお願ひあり 特定員を主観を入れて書きたりしては及んか。ことに あつて支障はらう。唯字句の訂正も必要であらう。どう でも良い。スクリップ協会の條件云々の訂正の手法も あつて思ひが。
七	番	村が主観したかつらうになつておる事にはなつておるが、 村長のお願ひがあつたとか事であり。
八	番	金城口スクリップ協會員で口はかたかと思ふ。

宜野湾村役所

	二頁の四行目の「金城、石川の土著を消す」
	区長を通じて各邑の希望をつくり行政上を考慮に入水
	努力した形蹟は認められざるが挿入した
ニ	番 此水を必要とせ、又あつてその必要もなしと思ふ（漁民の
	補償の莫の所）亦否を通じてもれば必要ありと思ふ
ハ	番 前題をすつたりせざる意味を討つ方がよい
一七	番 石川以外には当てはり、専ら家業者に当てはる様は莫く
	あまが
副議長	休憩を置す（午後三時三十分）
	再開を置す（午後三時三十分）
一七	番 市町村自治や條例との念頭は乃のつたことか
	自治法の行爲によつて是を水さべきか
ス	番 自治法、関係ある財政法、條例等全てである（自治法第三條）
	民法とも、村財産では否か、政府から委任され、金城、
	へ又委任である、委任の場合に於ては、とくに特別の規定
	があつて、どうしてもない、基本的には一七五條と関連する
大	番 議會議員の記録に原もつてあつて、どうか、これは
	消さへさであると思ふ
一ニ	番 協會長の託言の中に、村の幸ひ下は、一種の産業見
	たもつて、政府有らば、
副議長	休憩を置す（午後三時三十分）
	再開を置す（午後三時三十分）

宜野湾村役所

八番	先口逐号説明でありましたか。決めた通に願います。
一三番	歳入面(区長に討て載された)と(事)で詰る。歳入面を考慮した上、事でもあれば、誰か様に、ソコウをどうかどうか、休職を望む(午後四時)
副議長	再捕を望む(午後四時)
〃	唯今定判時であり、継続を質疑願います。
〃	進め方日逐條的に願います。
一九番	委員會の報告に對して、この議員からの反対として、その他には、如何いものとして取扱つてまいらう。
一〇番	この委員會より出されたものとは、南保は、ソコウと思うが如何。
八番	今で挿入すれば、良しと思う。この報告書について、意論は、如何か一部は賛成、一部は訂正。
副議長	元番議員が言われた、委員會の報告書と、その反論に、よって、これに對し進めてもらいたいという意見があるが、如何。
一七番	八番議員の修正に賛成します。
二番	確認します。各己の区長を通じて、言々をどうするか、数字の如何はどうかの意見があるが、之が確認出来る場合には、ソコウ、どうするか。
〇〇番	八番議員が言われた様に、業者は、居たソコ、オ入を考慮して、考へたが、区長を通じて討つたが、居たソコ。
八番	表現の向願だが、希望が、どうか、どうか、考へておれば、当然、歳入面を考慮して、事案について、調べた所は、如何。

宜野湾村役所

ノ	の事実があつたとの調査があつた。それを裏付けす水は、分る。
ニ	番 八番議員の意見分るが、その直後(道を通る)召集も防ぎすぎとある。生活の根據地半地泊であるかどうかが、又他にもあるかどうか、歳入面についてとある。(行政的)の變更に替へ。
ニ	番 如念証言にのみ、漁場の生活の根據地認められ、外に業者が居るいはどうかとの証言の基には替へ。
ノ	副議長 休憩を宣す(午後四時三十分) 再開を宣す(午後四時三十分)
ノ	八番議員の修正案に対して御異議ありと認め、言ひ、異議なしと唱へりあり
ノ	御異議ありと唱へりあり、三頁の四行目を訂正す
ノ	番 工事の實際において、村長の執行上の面であるやに聞かすを、理事が、本村では自治法を無視してやつた、外の面でも無視してある。
ノ	二頁の段より一行目(市町村自治法)や條例(三三三)明らか(三三三)も(スウ)憲集に因りて当時若く関係法令の調査を怠つておつた事(が)
ニ	番 その時に文章でもつて、作つてからまたが、その時に口言ひでつた、もしその事を事實の程度にツキは、検討の余地がある
ノ	二番 これには議論は、Eの、蘭運と、協會長の証言に挿入す

宜野湾村役所

副議長	休致します(午後五時五分)
〃	再開を定ず(午後五時十分)
三番	市町村自治法以下の條文を消滅との意見があつたが、全ての條例の適用を要するまで、八番議員の動議を改しします。
副議長	八番議員の動議を改しおこないます。
一七番	急つて口(不允分)に訂正して替ひ
副議長	〃の番議員退席
〃	八番議員の意見に異議ありませんか。
〃	異議なしと唱う方があります。
〃	では御異議はなされず、採ります。不足致します。
〃	〃の番着席
一八番	スクラップについてはスクラップ協會長新垣盛吉氏によつて、スクラップのものは村有財産ではなく、米國政府の財産であること、確證をされた。
〃	動議は三頁の始に入れてある。
ハ番	取らば米のものは向題外であると思つた。
一〇番	村有財産と思つたが、新垣協會長によつて、米國政府有とありうかになつた。
二〇番	説明します。沈船以外のものは琉球政府に移管された。現産地証明をつけておこなふ輸出品、船は日本政府との新開でも論議された。
三番	先に米茶契約だと分るが、無茶茶茶に解されておこなふ。

宜野湾村役所

一	番	スラッブは村有敷源でありか、向題である。
二	番	入れをたして、ある後、三〇〇円、利益の結論をたすは、い、と女当で ら、と思ふ。
三	番	三〇〇円か、どう言う、金であつたか、知らざら、た、物は、今、ま、た、房 えて、おつた、り、が、間違、であ、る、と、下、三、小、に、つ、つ、は、異、論、は、ら、い、
四	番	意見書の分の動議が、あ、れ、い、あ、う、通、り、進、り、て、中、ら、い、だ、い、 休憩を置す(午後五時三五分)
五	番	再開を置す(午後五時三九分)
六	副議長	先の一三番議員の動議に対し、賛成を撤回致します。
七	副議長	一三番議員の動議は、不採決になりました。 休憩を置す(午後五時三七分)
八	番	再開を置す(午後五時四四分)
九	番	協會からの意見があつた、その裏村として、政府に三〇〇円にする との陳情書を出してある。
一〇	番	協會も方は業者の立場で、政府に言うて、彼等、こゝで、あ、ま、ら、う、 村に對して、三〇〇円、と、言、う、こ、と、に、さ、う、て、ら、し、ら、な、い、で、村、民、の、福、祉、向、 上、は、あ、る、意、味、が、あ、る、か、で、
一一	番	三〇〇円で、や、つ、て、乗、り、と、す、ぐ、車、體、す、ま、う、か、ど、う、か、
一二	番	必ずしも、さ、う、は、言、は、な、い、
一三	番	規定が、あ、る、か、ら、な、か、う、た、が、と、り、事、で、す、ぐ、牙、直、撞、着、と、は、な、 ほ、と、向、題、に、あ、る、
一四	番	村が三〇〇円に決定した、三、番、の、議、を、り、南、派、と、さ、お、さ、す、

宜野湾村役所

八	番	内題と外題の取扱が多かったときは内題である。
〇	番	規定はつてはあつたと思つたが、無かつたと言ふならば支障ない。
〃	〃	関係者が言つた、オミ者が言つたのは軽視されるおそれがある。
一五	番	違ふ場合はどれか。
二〇	番	事業やりにせよせよ入れることはどうかと思つた。
二〇	番	協会が認意団体であるべきか。
二〇	番	規定はあつたと思つた、見だかについて見ると、たゞ協會長が証言とあれば、私のものはくつがまらと思つた。
〃	〃	〃の〃の解釋がある。
副議長	〃	休憩を留す(午後六時五分)
〃	〃	再開を留す(午後六時一〇分)
一七	番	協会が指采したと言ふことは見当はなかつた、どうしてあらわれか。
二〇	番	協會長の証言には指采したとあるが、議事録にはない、人々を更へちやつたことに過ぎないが反省した。
副議長	〃	休憩を留す(午後六時一五分)
〃	〃	再開を留す(午後六時二五分)
二	番	私の見とてあつたが、議事録を見て書きたか、又ペンシを書くと時違つたか、それと信用性があるかどうか。
〃	〃	指采したものはいいわけは、議事録を訂正させ、証言内巻の向題がある。
副議長	〃	休憩を留す(午後六時三九分)

宜野湾村役所

副議長	再開を宣す(午後六時三十分)
一七番	大モリ、意見も南村とありたい事であるが、綿密に検討したつもりですが、消滅することに賛成
副議長	(楊會が指した訳ではなし)消滅外に御異議ありませんが、異議なしと囁くわくあり
〇	御異議がなからしむる下、消滅することに決定致します。
〇	休憩を宣す(午後六時三十分)
〇	再開を宣す(午後六時四十分)
〇	では夕會を消せさう、八時より南會致します。
〇	休憩を宣す(午後六時四十分)
〇	再開を宣す(午後八時七分)
〇	八番、一六番議員退場
〇	一七番議員着席
〇	引続き審議に入ります。
一七番	一七番議員に伺う、嘉手納村の五当り四〇〇円との事で、信憑性どうすとの事、調査業者との話し合ひで、二〇〇円にしたか、
〇	嘉手納の四〇〇円で済むことが、知った、委員会報告後、始めに知った。
一七番	何故嘉手納に四〇〇円か、外はどうか。
〇	議事録にもとくに指摘されておる下、消滅が、並野清もさうなつておる下、消滅もさうしたと言ふ事。
〇	私が嘉手納、浦添に行つて調べて見たが、浦添へのものも持

宜野湾村役所

	つておうにが、忙しくておせ居つた。
	筆頭は浦添も相替後して、ほとんど同時である。
ニ	番 今の趣旨であれば、訂正をおられた方が良くてはおりませう。 どうしても先ほどと読み取れずうで。
ニ	番 村長が市町村長會の時、話で浦添村の場合もさうしたとの 筆頭考より水々と思つて。
ニ	番 私にその意見書やそのまゝ判断して(以上筆頭説から)〜 もつとも有力なる証言と思れると言ふ処まで入れたと思つ
副議長	休憩を宣す(午後八時三十分)
シ	再開を宣す(午後八時三十分)
ニ	番 一七番議員に南をおさが、だから協會言々々話中入る たそれではどうか。
副議長	休憩を宣す(午後八時三十分)
シ	再開を宣す(午後八時四十分)
ニ	番 三番議員より一六は二〇番議員より握ちされた、春彦と資 料に基つて見ますと、さう意見がありましたが、議事 の進行上、さうと思つますので、さうしたと思つて。
	督成と唱うもつあり
副議長	唯今の二番議員の動議は、成を致してあります
ニ	番 二〇番議員退席
	外に御要議ありませんか。
	異議なしと唱う方もありません。

宜野湾村役所

副議長	では御異議の御座りませぬ、参考資料の進め る事に決定致します。
番	議事運営に於て何回も動議と云つたが同じものであつた 愈中できく挿入をしようとする意見があつたので、議長で 一つ考へてもらいたい。
副議長	その番議員着席。
番	休憩を宣す(午後八時四五分) 再開を宣す(午後八時五十分)
番	意見書を呈すと委員会の認定した。單なる判断で言 なつておろが、協會説、相場説、業者の相談説、三説を 委員に諮つたが、中里議員は協會説であるとして、こゝであつ た事は、後で認めて(最も)と入れておろすを強うするとの ことで訂正して、どの説が最も有力な説は、委員會 の場合に協會の依頼説を以ておつたが、当時の記録を 読上げてもらいたい。
番	協會の意見の証があつたが、後(調査)に於て、後でわすれ おろすので、警察でみまか、認めさせる。
番	その番議員は協會説の有力であると思つたが如何。
副議長	休憩致します(午後九時三十分) 再開致します(午後九時三十分)
番	説明を、根據を、修正を、出すと、順に進めてもらいたい。

宜野湾村役所

一七	番	この意見書は價格の算定であり、あらゆる前度からやうたもろと認め、意見書は女当と認む
一六	番	委員業を修正する必要はなし、相場説で社長にお願ひしてきめたとあり、柳原議員の説、委員会で協會長より託言してある
一五	番	大目所は五〇〇元の推定の元で、反契約する場合は相違上か子おつたと思つので、柳原氏の意見で修正する必要はない
一四	番	委員会業の場合、協會、相場の説を主張したつてあるが、二〇〇元の説は單横において、意見においてはその言ひと思つて警戒
一三	番	個人が二日三日でおこなつたものと一月半も調べ、今、意見者の説は、大目協會の説が有力である
一二	番	他村も調べたが、喜楽納の場合一九日だったと、事であるが、仲業根納の場合、伊礼筆とやらである、大目用一、伊礼筆とも、奥深とて、四月八日に、本納の場合、相場は、三三三、用には、三と言ふことは、伊礼に認識でき、乃、乃である
一一	番	かどうか、協會の主張が、左右しておき、三三水は、助言に、はつて、調査は、証言の場合に、おつた事である
一〇	番	この相場説が、おつた下、委員会の説でも、おつた下、修正の上、中里議員から承認を、受けた、おつて、委員会、調査結果報告を、修正加除する、必要はない

宜野灣村役所

一七	番	六〇〇円で軍期向であったもウウ、二〇〇円と日言えろと思う。
六	番	私考その所には協會長も読念、嘉手納日さうであったウ下、二ウ意見書に替成である。
副議長		休憩致します(午後九時四三分)
"		再南致します(午後九時四七分)
"		外に変わった意見はありませんが、
"		休憩致します(午後九時四九分)
"		再南致します(午後九時五三分)
"		本日はこれで終りたいと思ひます。議長行議報告第四号
"		は継続着議で明日午後十時より南會致します。休會
"		(午後十時六分)

宜野湾村役所